

- 会員または利用者は、本サービスの利用において、登録または指定したICカードで乗車駅の自動改札機を通過できない場合や、登録または指定したICカードを乗車日当日に不所持の場合などは、サービス特約第9条で定める受取窓口において、サービス特約第6条により当社が保管し、その約定した内容を記載した証票（以下「乗車券類」という。）を受け取って乗車するものとします。
- 当社指定路線とその他の路線の乗換改札口については、別に定める場合を除き、自動改札機をEX-ICカードまたは乗車券類のみで通過することはできません。

第5条（EX-IC運送契約の内容）

EX-IC運送契約の内容は、当社指定路線のうち当社路線については、当社が別に定める「EXサービス運送約款」によるものとし、当社指定路線のうち他社路線については、当該他社が定める約款によるものとします。

第6条（利用環境、受付期間、受付時間等）

- 本サービスを利用するための通信端末、ソフトウェア等利用環境については、当社HPにより周知するものとします。
- 本サービスによりEX-IC運送契約締結等の申込を受け付ける期間、受付時間および所要回答時間並びに取り扱うEX-IC運送契約の運賃等は、当社が別に定めるところによるものとします。

第7条（申込）

会員は、本サービスによりEX-IC運送契約の締結等申し込みにあたり、会員の責任において、EX-IC運送契約の内容を確認したうえで申し込みものとします。

第8条（申込および決済の方法、契約の成立等）

- 会員は、本サービスによりEX-IC運送契約の締結を申し込み場合、本サービスの申込サイト上にて当社が別に定める操作を行うものとします。
※EX-IC運送契約により大人1名がICカードで乗車する場合は、会員本人の利用に限りません。
- 前項の申込に対する当社からの承諾の通知は、申込操作完了後の本サービスの申込サイト上への表示または会員が会員情報として登録した電子メールアドレス（以下「電子メールアドレス」という。）への電子メールの送信のうち、当社が別に定める方法により行うものとします。なお、当社は会員に対し、承諾の通知と併せて、お預かり番号の通知を行うものとします。
- 前項の当社からの承諾の通知がなされた時点で、会員と当社の間でEX-IC運送契約が成立するものとします。
- EX-IC運送契約の運賃等は、指定クレジットカードによって決済することとします。なお、会員の本サービスによりEX-IC運送契約を締結できる可能額は、当該指定クレジットカード利用可能枠による制限を受けます。また、EX-IC運送契約の締結可能件数は、当社HPにより周知するものとします。
- 第3項の定めによりEX-IC運送契約が成立した時点において、EX-IC運送契約の運賃等の決済手続が行われるものとします。
- 会員は、本サービスによりEX-IC運送契約の変更、解約等申し込み場合、本サービスの申込サイト上で当社が別に定める操作を行うものとします。
- 前項の変更、解約等は、申込に対する当社からの承諾の通知がなされた時点で、変更、解約等が成立するものとします。また、変更、解約等の承諾の通知は、変更、解約等の操作完了後の本サービスの申込サイト上への表示または電子メールアドレスへの電子メールの送信のうち、当社が別に定める方法により行うものとします。
- 前項より、第4項に基づき決済した運賃等に払い戻すべき過剰金または新たに取受すべき不足金もしくは手数料が生じた場合、指定クレジットカードにより精算することとします。なお、EX-IC運送契約の変更を行う場合は、原則として変更後のEX-IC運送契約の運賃等を改めて決済したのち、変更前のEX-IC運送契約の運賃等を払い戻します。したがって、会員の本サービスによりEX-IC運送契約を変更できる可能額は、当該指定クレジットカード利用可能枠による制限を受ける場合があります。ただし、会員から当社に申出があり、当社が特に認める場合または運行不能その他当社が妥当と認める場合には、現金その他の手段により精算することがあります。
- 会員は、本サービスによりEX-IC運送契約の締結等の申込をした後、別に定める所要回答時間を経過した後において当社から承諾の通知がされない場合には、サービス特約第5条に定めるJR東海エクスプレス予約カスタマーセンター（以下「カスタマーセンター」という。）まで速やかに電話連絡を行い、その指示に従うものとします。この場合、第2項、第7項にかかわらず、当社は会員に対し、EX-IC運送契約の締結等の承諾の通知をカスタマーセンターから行うことがあります。
- EXサービス運送約款第27条の21で定める特殊な乗車取扱いをした場合のEX-IC運送契約の成立時期は、第3項および第9項の定めによらず、駅において乗車の際に自動改札機による改札を受けたときとします。この場合、EX-IC運送契約の運賃等は、会員の入出場の機をともに、乗車した区間、乗車日に対するEX予約サービス（普通車自由席）の発売額とします。またEX-IC運送契約の運賃等の決済は、第5項の定めによらず、乗車日以降に指定クレジットカードによって決済手続を行うものとし、併せて決済内容について電子メールアドレスへの電子メールの送信等を行い、EX-IC運送契約の通知を行うものとします。

第9条（契約の締結、変更後の取り扱い）

会員は、本サービスにより締結、変更したEX-IC運送契約の内容について、その有効期間中は、当社が別に定める営業時間内において、本サービスの申込サイト上にて確認することができます。

7

- 会員は、記名式の交通系ICカードを登録する場合、実際に乗車する会員または利用者と同一名義の交通系ICカードを登録するものとします。
- 会員は、EX-IC運送契約により当社指定路線に乗車する場合であって、交通系ICカードを使用して入出場するときは、常にICカードおよび指定クレジットカードを携帯するものとし、当社または当社指定路線を運営する他社の係員の求めにより、会員はICカードおよび指定クレジットカードを、利用者は交通系ICカードを速やかに提示しなければなりません。この提示がない場合、会員または利用者は、EX-IC運送契約により当社指定路線に乗車することができないことがあります。
- EX-IC運送契約締結後、当社が別に定める条件で変更する場合、当社は予約に紐づいた交通系ICカードの登録または指定情報を自動的に解除することがあり、この場合申込サイト上に表示するものとします。
- 交通系ICカードを申込サイト上で登録または指定可能な時間帯や件数は、当社が別に定めます。

第19条（交通系ICカードの登録取消）

- 会員または利用者が次の各号のいずれかに該当する場合には、当社または当社指定路線を運営する他社は、事前に会員に通知することなく直ちに交通系ICカードの登録もしくは指定を取り消すまたは本サービスの利用を停止することがあります。
(1)第15条第1項のいずれかの事由に該当したことによりEX-ICカードの返却を求められた場合
(2)記名式交通系ICカードを記名人以外の第三者に使用させた場合
(3)交通系ICカードを不正乗車（不正乗車をする目的で乗車したことが明らかな場合を含みます。）または公序良俗に反する行為に使用した場合
(4)転売、換金等の目的によるEX-IC運送契約の締結等、交通系ICカードの利用状況が適当でないとき当社が認めた場合
(5)交通系ICカードに記録された情報等を故意に破壊、改ざん、複写、移動または第三者に提供等した場合
(6)会員が複数の交通系ICカードとして登録手続をし、当社がこれらを登録した場合で、他の交通系ICカードについて本項のいずれかの事由に該当した場合
(7)会員が登録した交通系ICカード番号が不正確であり、第三者が不利益を被っている場合
(8)その他、会員の交通系ICカードの利用が適当でないとき当社が認めた場合
2.前項より会員が交通系ICカードの登録または指定の取消を受けた場合、会員が当社との間に締結したその時点で有効なEX-IC運送契約に基づく権利その他交通系ICカードに基づく権利は、無効となります。
- 会員は、会員でなくなった後であっても、交通系ICカードの使用に関して生じた一切の責任、債務、負担等を負うものとします。

第20条（交通系ICカードの変更等）

- 会員が、本サービスに交通系ICカードを追加登録する場合並びに登録または指定した交通系ICカードを変更する場合は、当社の定める手続によるものとし、当社がこれを認めた場合に新たな交通系ICカードで本サービスを利用することができます。
- EX-IC運送契約の締結または変更後、前項より交通系ICカードの登録または指定を変更した場合は、変更後の交通系ICカードで本サービスを利用するものとします。

第3章 その他

第21条（当社の免責事項）

当社は、ICカードの利用に関して、次の各号の不利益については、一切の責任を負いません。

- ICカードの使用上の誤りにより会員または第三者が被った不利益
- 当社が別に定める利用環境以外での本サービス利用のほか、システム等にかかわる通信回線やコンピュータの障害等により、システム等が中断、遅滞、中止したことにより会員または第三者が被った不利益
- 指定クレジットカード、EX-ICカード、本サービスの案内冊子および当社のHP等に記載された連絡先の名称、電話番号、受付時間等の変更により会員または第三者の不利益
- 利用環境の変更により、会員または第三者が被った不利益
- 当社が会員から第16条第1項の申し出を受領した場合で、防護措置期間内に発生した不正使用等により、会員または第三者の被った不利益
- 交通系ICカードのサービスメンテナンス、障害等のため、駅において入出場ができないことにより会員または第三者が被った不利益

第22条（債権譲渡および債権担保の禁止）

会員または利用者は理由のいかなを問わず、本規約に基づき当社に対して有する債権を第三者に譲渡、貸与または担保に供してはならないものとします。

第23条（相殺禁止）

会員または利用者は理由のいかなを問わず、本規約に基づく金銭債務を、当社に対するいかなる債権とも相殺することはできないものとします。

第24条（適用法規および合意管轄裁判所）

- 本規約に関して生じた事項については、すべて日本の法律が適用されるものとします。
- 本規約に関して生じた一切の法律上の紛争については、名古屋地方裁判所または名古屋簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします

改定日　令和3年3月6日

第3章 サービスの変更、中断、終了等および通知方法等に関する定め

第10条（本サービス等の変更、中断、終了等）

- 当社は、事前に会員に通知することなく、本サービスの内容を変更することができるものとし、変更後は、事前に行われる内容のみ有効とします。
- 当社は、事前に会員に通知することなく、本サービスの提供に必要なシステム、機器、ネットワークその他の設備（以下、総称して「システム等」という。）を変更することができるものとします。
- 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、事前に会員に通知することなく、本サービスの一部もしくは全部の提供の中断または会員のシステム等へのアクセス制限その他必要な措置を実施することができるものとします。
(1)システム等の保守、点検を行う場合
(2)システム等に障害が発生した場合
(3)戦争、暴動、騒乱、労働争議、火災、停電、天災、その他の非常事態または当社の責に帰しな何らかの事由により、本サービスを通常どおり提供できなくなった場合
(4)その他、当社が本サービス等の提供上、必要と判断した場合
4.当社は、当社の都合により本サービスを終了できるものとしますが、この場合、当社は会員に事前に通知するものとします。
- 当社は、本サービスの内容の変更、システム等の変更、提供の中断もしくはシステム等へのアクセス制限その他必要な措置の実施または提供の終了に伴って会員または第三者に生じた不利益については、一切の責任を負いません。

第11条（通知の方法）

- 当社から会員への本サービスの内容およびその取り扱い等に関する通知は、本サービスの申込サイトもしくは当社HP上への掲示、電子メールアドレスへの電子メールの送信、住所への郵便物の送付または電話番号への電話連絡等の当社が適当と認める方法のいずれかにより行うものとします。
- 前項の通知が本サービスの申込サイトまたは当社HP上への掲示によって行われる場合、掲示された時点をもって通知が完了したものとみなします。
- 第1項の通知が電子メールによって行われる場合、電子メールアドレス宛てた電子メールがメールアドレスに到達した時点をもって、通知が完了したものとみなします。
- 第1項の通知が郵便物の送付によって行われる場合、指定クレジットカード発行会社が指定する住所に宛てた郵便物が、当該住所に到達した時点をもって、通知が完了したものとみなします。
- 前二項において、電子メールアドレスまたは住所が不正確であった場合には、このために電子メールもしくは郵便物の到達が遅れ、または到達しなくとも、当社は、通常到達すべきときに到達したものとみなします。
- 当社は、電子メールもしくは郵便物の到達が遅れ、または到達しなかったことにより、会員または第三者に生じた不利益については、一切の責任を負いません。

第12条（例外的扱い）

当社は、当社が特に必要と認めた場合、第2章ないし本章の定めと異なる扱いをすることができるものとします。

第4章 EX-ICカード

第13条（EX-ICカードの発行および効力）

- 当社は、本サービスの提供に関連して会員に対し、当社が必要と認める種類および枚数のEX-ICカードを発行し、貸与します。
- EX-ICカードの所有権は、当社に属し、他人に貸与、預託、譲渡、担保提供その他当社の所有権を侵害することはできません。
- 当社は、別に定める場合を除き、指定クレジットカード発行会社が指定する住所に、EX-ICカードを送付します。
- 会員は、善良なる管理者の注意を持ってEX-ICカード（内蔵するICチップに記録された情報を含む）を使用、管理しなければなりません。
- 会員は、EX-IC運送契約により当社指定路線に乗車する場合は、常にEX-ICカードおよび指定クレジットカードを携帯するものとし、当社または当社指定路線を運営する他社の係員の求めにより、会員は速やかにこれらを提示しなければなりません。この提示がない場合、会員は、EX-IC運送契約により当社指定路線へ乗車することができないことがあります。
- 記名式EX-ICカードは、EX-ICカード表面に氏名が記載された会員本人以外は使用できません。
- 非記名式EX-ICカードは、会員がその使用に伴う一切の責任・債務・負担等を負うことを条件に、会員が指定する者（以下「カード使用者」という。）に使用させることができます。この場合、カード使用者は、必要に応じて本規約における会員とみなされます。
- EX-ICカードが第三者に使用された場合、会員は、承諾したか否かにかかわらず、その使用によって生じた一切の責任・債務・負担等を負うものとします。
- 当社は、EX-ICカードに在来線用のICカード乗車券にかかわる機能を付加する場合があります。なお、在来線用のICカード乗車券にかかわる機能に関する取り扱いは、別に定めます。

第14条（EX-ICカードの有効期限および更新）

- EX-ICカードの有効期限は、当社が別に指定する日までとします。ただし、当社が必要と認め会員に通知した場合には、EX-ICカードの有効期限を変更することができるものとします。
- 前項にかかわらず、EX-ICカードの有効期限満了日、当社の都合によりEX-ICカードを予告なく交換することがあります。
- EX-ICカードの有効期限が満了する場合、会員からEX-ICカードの更新を希望しない旨の通知がなく、当社が引き続き会員として適格と認めるときは、EX-ICカードの有効期限が満了するまでに、有効期限を更新したEX-ICカードを自動的に発行します。

8

エクスプレス予約グリーンプログラム特約

第1条（定義）

1.本特約は、東海旅客鉄道株式会社（以下、「JR東海」という。）およびJR東海が携帯する企業（以下、「提携各社」という。）が、「JR東海エクスプレス」（Visa・Mastercard・JCB）カード会員規約（※）に定める会員（以下、「会員」という。）に対し、各種サービスを提供するプログラム（以下、「本プログラム」という。）について定めます。

本プログラムは、会員によるエクスプレス予約のご利用に対し、そのご愛顧にお応えするため、特典を提供するものです。

- ポイントとは、会員による本プログラム対象サービスの利用に応じて付与される点数をいいます。
- 特典とは、会員の利用申込に応じてJR東海及び提携各社により、会員に提供されるサービス等をいいます。
- 特典グリーン券等とは、特典のうち、会員が一定の条件によりグリーン席に乗車いただくことができるサービスを利用する場合に購入できるサービス又は乗車券類をいいます。

第2条（参加申込）

- 本プログラムは、すべての会員を対象に提供し、別に定める場合を除き、会員による申込等特別の手続きを行うことなくサービスが適用されます。
- 前項にかかわらず、次の会員については、本プログラムの対象外とします。
・基本法人会員、部署会員など物理的にカードが発行されない会員
・JR東海エクスプレス・カード（コーポレート）会員
・JR東海エクスプレス・カード（E予約専用）会員
・JR東海エクスプレス予約サービス（プラスEX）会員

第3条（ポイントの蓄積）

- ポイントは、物理的に発行されたカード単位で蓄積されます。
- 会員が、会員でなくなったときは、蓄積されていたポイントは無効となります。
- ポイントは、別に定める条件に従ったエクスプレス予約による乗車券類の購入、受取等のほか、JR東海及び提携各社の定める商品購入・サービス利用に際し、付与されます。
- ポイントは、エクスプレス予約サービス内に設定される口座に貯蓄されます。
- JR東海及び提携各社は、ポイントの付与条件について、随時、任意に見直すことができるものとします。
- ポイントは、別に定める蓄積条件に基づき、口座に登録されることで付与されます。会員は、ポイントが口座に登録された後でなければ、そのポイントにより特典を利用することはできません。
- ポイントが自動的に口座に登録された場合、会員はJR東海が別に定める方法により、ポイントの蓄積・引き落としを請求することができます。ただし、この請求は、JR東海が特に認める場合を除き、ポイント利用対象商品・サービスの購入日から3ヶ月以内でなければなりません。
- エクスプレス予約の利用条件や登録された会員属性等の違いにより、ポイント付与条件、特典付与条件その他の諸条件を、特定の会員にのみ変更して提供する場合があります。

第4条（ポイントの有効期限）

ポイントの有効期限は、蓄積年の翌年の6月末日23時30分までとします。有効期限後に口座に存するポイントは、別に定める場合を除き、無効となり、JR東海は失効に関する一切の責任を負いません。

第5条（ポイントの共有・合算・移転）

- 蓄積されたポイントについては、次に挙げる場合はは、いかなる場合においても、所有する会員本人、第三者を問わず、他のカードとの間で共有・合算・移転できません。
①会員のカードが、現在のカードから、別のカードに変更となる場合
②会員が複数のカードを所持している場合
③法人カード及び、個人カードの家族会員等、ご利用の請求単位を統一又は、法人において部署（代表者）カードと個人カード等、実質的に同一名義人が複数のカードを利用している場合
- （2）ポイントの合算・移転の特例
前号にかかわらず、次の場合については特例として、異なるカードへのポイントの合算・移転を認める場合があります。
①カードの紛失・盗難等により、別のカードを発行することとなった場合
②その他、JR東海及びJR東海との提携によりカードを発行するカード会社が共に認めた場合

第6条（提携各社によって提供される特典）

- 提携各社によって提供されるサービス内容及びそれに関する告知等については、提携会社の責任により行います。JR東海は、提携各社により提供されるサービスの品質を保証するものではありません。
- 提携各社でのサービス利用については、各提携会社の規約等に定める利用条件に従うものとします。
- 蓄積されたポイントは、別に定める場合を除き、提携各社が提供しているポイントサービス等のポイント・特典との共有・合算及び譲渡することはできません。
- JR東海は、提携会社との提携解消、提携会社が提供する特典内容・条件の変更等については、一切責任を負いません。
- JR東海は、提携各社との提携を変更又は終了することについて、権利を有します。この場合JR東海は、会員に対し、エクスプレス予約ホームページ（https://expy.jp/）等にてその旨をお知らせします。

第7条（ポイントによる特典の利用）

- 特典は、会員に限り申し込むことができます。
- 特典は原則として、会員に限り利用できるものとします。これによらず、会員が同時に予約した他の利用者等に特典を利用させる場合は、特典の利用条件等について十分に説明し、特典

第15条（EX-ICカードの返却等）

- 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、当社または当社指定路線を運営する他社は、会員に対し、EX-ICカードの返却を求めないし本サービスの提供を終了することがあります。
(1)本規約に違反した場合
(2)会員登録の取消を受けた場合
(3)当社が定める期間内において、1回も本サービスを利用していない場合
(4)記名式EX-ICカードを記名人以外の第三者に使用させた場合
(5)EX-ICカードを不正乗車（不正乗車をする目的で乗車したことが明らかな場合を含みます。）または公序良俗に反する行為に使用した場合
(6)転売、換金等の目的によるEX-IC運送契約の締結等、EX-ICカードの利用状況が適当でないとき当社が認めた場合
(7)EX-ICカード本体または内蔵するICチップに記録された情報を故意に破壊、改ざん、複写、移動または第三者に提供等した場合
(8)会員が、指定クレジットカード発行会社への約定支払額の支払いを怠った場合等、同社より本サービスの利用を停止するよう依頼を受け、当社がこれを妥当と判断した場合
(9)EX-IC運送契約の内容について、当社が別に定める「EXサービス運送約款」もしくは他社が定める約款に重大な違反をした場合または繰り返し違反した場合
(10)当社から複数のEX-ICカードを貸与されている場合で、他のEX-ICカードについて本項のいずれかの事由に該当した場合
(11)第19条第1項のいずれかの事由に該当したことにより交通系ICカードの登録取消を受けた場合
(12)その他、会員のEX-ICカードの利用が適当でないとき当社が認めた場合
2.前項より会員がEX-ICカードの返却を求められた場合、会員が当社との間に締結したその時点で有効なEX-IC運送契約に基づく権利その他EX-ICカードに基づく権利は、無効となります。
- 会員は、会員でなくなった場合、速やかにEX-ICカードを当社に返却するものとします。ただし、当社が特に認める場合には、当社がEX-ICカードの所有権を放棄し、会員の責任においてEX-ICカードを処分することができるものとします。
- 会員は、会員でなくなった後であっても、EX-ICカードに関して生じた一切の責任、債務、負担等を負うものとします。

第16条（EX-ICカードの紛失、盗難および不正使用）

- 会員がEX-ICカードを紛失し、または盗難に遭った場合には、速やかに最寄りの警察署に届けると共に、当社が別に定めるエクスプレスICカード紛失盗難デスクに電話連絡を行い、EX-ICカードの利用停止を申し出るものとします。
- 会員のEX-ICカードの利用・管理について、次の各号のいずれかに該当する場合には、第13条第8項の定めのほか、そのために生じた一切の損害は会員が負担するものとします。
(1)会員の故意または重大な過失に起因して、紛失、盗難または不正使用が発生した場合
(2)会員の関係者が紛失、盗難または不正使用に関与した場合
(3)本規約に違反している状況において紛失、盗難、不正使用が発生した場合
(4)当社または当社が指定する者が行う被害状況調査等に協力をしない場合
(5)不正使用の際に会員のパスワードが使用された場合
(6)第1項の申し出または届出書の内容が虚偽である場合
3.当社は、第1項の申し出を受領した場合、当社が別に定める期間内に不正利用等の防護措置その他の所定の手続をとるものとします（以下、当社が別に定める期間を「防護措置期間」という。）。防護措置期間経過後に生じたEX-ICカードの不正使用については、前項各号に該当する場合を除き、第13条第8項の定めにかかわらず、会員は一切の責任・債務・負担等を負わないものとします。
- 会員が指定クレジットカードを紛失または盗難に遭う等して、その後、EX-ICカードが第三者により不正使用された場合の補償については、会員の指定クレジットカード発行会社が定める諸規定によります。
- 会員がEX-ICカードを紛失または盗難に遭った場合であっても、指定クレジットカードを紛失または盗難に遭う等していなければ、指定クレジットカード発行会社が定める補償はありません。

第17条（EX-ICカードの再発行）

- 当社は、会員が当社で定める変更手続をすることにより、在来線用のICカード乗車券にかかわる機能の付加その他EX-ICカードの種類を変更して再発行することがあります。
- 当社は、EX-ICカードにかかわる情報の管理・保護等、業務上必要と判断した場合には、事前に会員に通知することなくEX-ICカード番号その他必要な事項を変更して再発行することができるものとします。
- 当社は、会員がEX-ICカードの紛失・盗難・毀損・滅失等のため、当社定める再発行手続を行い、これを当社が認めた場合には、EX-ICカードを再発行します。
- 前二項のEX-ICカードの再発行の際には、会員は、EX-ICカードを保有していれば、これを当社に返却するものとします。ただし、当社が特に認める場合には、当社がEX-ICカードの所有権を放棄し、会員の責任においてEX-ICカードを処分させることができるものとします。
- 会員は、第1項または第3項よりEX-ICカードの再発行を受ける場合には、当社所定の再発行手数料を負担するものとし、その費用は会員の指定クレジットカードにより決済するものとします。

第5章 交通系ICカード

第18条（交通系ICカード）

- 会員または会員が締結したEX-IC運送契約に基づく乗車を認める会員以外の者（以下「利用者」という。）がEX-IC運送契約により当社指定路線に乗車するために交通系ICカードを使用して入出場することを希望する場合、会員は当社が別に定める方法により交通系ICカードの登録または指定手続をするものとします。
※交通系ICカードが失効や無効となっている場合は、本サービスを利用できません。

9

- 利用に際し会員が遵守すべき規約等各種の定めについて、利用者に遵守させるものとする。
- ポイント及び特典については、前項の場合を除き、他の会員等に譲渡することはできません。
- 特典の利用に際し、所定の本人確認等を行う場合があります。
- 会員への特典に関する必要事項の通知・連絡は、エクスプレス予約ホームページによるほか、会員がカードもしくはエクスプレス予約に登録した住所・電話番号・電子メールアドレス等に対して行います。また、特典の送付は、原則として、会員がカードもしくはエクスプレス予約に登録した住所に対して行います。この登録内容の誤り・更新未了等により必要事項の不達及び特典の不着など、会員に不利益が生じても、JR東海は一切責任を負いません。
- 会員は、特典の利用に際して、別に定める利用条件を事前に確認すると共に、利用条件に従って利用するものとします。
- 特典の提供にあたっては、利用できない期間や提供数量等の制限を設ける場合があります。JR東海は、この利用制限を理由に、特典の払戻、ポイントの口座への返還、又はポイントの有効期限の延長等を行う責任を負いません。
- 会員等が、提供された特典をいかなる形でも第三者への譲渡、売買、金品との交換を行うことを禁止します。
- JR東海は、会員に提供するすべての特典について、紛失・盗難等を理由とする再提供の義務を負いません。また、特典の発送以降、配送中に生じた遅延、紛失、損害等のあらゆる事故により会員が特典を利用できない状況となった場合についても、それを保障するいかなる責任も負いません。

第8条（変更・終了の告知）

- JR東海は、本特約、ポイント付与条件、特典内容やその付与条件等の諸条件について、既に付与されたポイント・特典等の価値に影響を及ぼすか否かにかかわらず、予告なしに変更する場合があります。
- 本プログラムに関する案内書に記載された内容及び告知内容等の確認事項については、エクスプレス予約ホームページに記載された内容が、従来の内容に優先します。最新の印刷物に記載された確認事項と相違する従来の確認事項は、最新の印刷物に記載された内容に改定されたものとみなします。
- JR東海は、任意に本プログラムを終了することができるものとします。終了の場合、別に定める場合を除き、本プログラムの終了時において、会員の未使用ポイントは取り消され、未使用特典の使用も中止されます。

第9条（特約の変更）

民法の定めに従い会員と個別に合意することなく、本特約を改定し（その付則および特約等を新たに定めることを含みます。）、又はその付則および特約等を変更することができるものとします。なお、改定が専ら会員の利益となるものである場合、又は会員への影響が軽微であると認められる場合、その他会員に不利益を与えないと認められる場合、当社は、改定の効力が生じる日を定めたくうえで、会員に対して改定の旨など、エクスプレス予約ホームページ等で公表するものとします。

第10条（この特約に定めのない事項）

ポイント利用に係わる個人情報（取り扱い）、その他本特約に定めのない事項については、カード会員規約その他、各種の規約・特約によります。

※会員種別により、次の規約等に読み替えるものとします。

- JR東海エクスプレス・カード会員規約
- JR東海「そうだ京都、行こう」エクスプレス・カード会員規約
- JR東海「そうだ京都、行こう」エクスプレス（Visa）カード会員規約
- JR東海エクスプレス・カード（法人）会員規約
- JR東海エクスプレス・カード（ビジネス）会員規約
- JCBエクスプレスカード会員規約
- 三井住友エクスプレスコーポレートカード会員規約
- UCエクスプレスコーポレートカード会員規約
- MUFGカードエクスプレスコーポレート会員規約
- DCエクスプレスコーポレートカード（個別払い方式）会員規約
- DCエクスプレスコーポレートカード（一括払い方式）会員規約
- TS CUBICエクスプレスコーポレートカード会員規約
- JR東海エクスプレス予約サービス会員規約（ビューカード会員用）
- アメリカン・エクスプレス・JR東海エクスプレス・コーポレート・カード会員規約

改定日　令和2年3月21日